

## 三春町雇用促進奨励金交付申請等に関するQ&A

(Q1)  
奨励金の対象となる事業とは何か？

(A1)  
補助対象業種である企業が工場、研究所、物流施設または設備を町内に新設または増設し、かつ、町民の新規雇用を図ることをいいます。

(Q2)  
投下固定資産とは何か？

(A2)  
投下固定資産とは、工場等の新設・増設のために、取得した土地、建物、償却資産をいいます。

(Q3)  
工場の修繕、機械設備の修理や入れ替えは、奨励金の対象となるのか？

(A3)  
老朽化した施設・設備等に替えて、新たに取得する施設・設備等についても奨励金の対象となります。

(Q4)  
生産施設ではなく事務所、福祉厚生施設を増設した場合は、奨励金の対象となるのか？

(A4)  
事務所、福祉厚生施設のための増設の場合は、奨励金の対象となりません。  
ただし、事務所の2階に生産施設が増設された場合は、奨励金の対象となります。

(Q5)  
奨励金支給額の上限額はあるのか？

(A5)  
支給額の総額は1事業所につき3,000万円を上限とします。

(Q6)

労働者一人につき何回でも奨励金の対象となり得るのか？

(A6)

労働者一人につき1回(12か月)が対象となります。

(Q7)

雇入れに係る国または地方公共団体が支給する他の補助金や融資等の支給対象者となっている労働者は奨励金の対象となるのか？

(A7)

工場等の新設・増設を行うことが要件であることから、国等の補助金等を受けた場合でも奨励金を受けることができます。

(Q8)

再雇用労働者も奨励金の対象となるのか？

(A8)

期間の定めのない契約により雇用された労働者であれば奨励金の対象となります。

(Q9)

平成25年3月新卒者が別の事業所に一度就職している場合、新卒者の扱いとなるのか？

(A9)

新卒者の扱いにはなりませんので、一般卒の奨励金を支給することになります。

(Q10)

納税証明書とはどのようなものか？

(A10)

町税の完納を証明するものです。法人町民税、個人町民税(特別徴収の場合)、固定資産税、軽自動車税が対象となります。

(Q11)

新規労働者は、いつまで雇用を確保すればいいのか？

(A11)

工場等の新設・増設が完了した日から1年以内に雇用した労働者が奨励金の対象となります。

(Q12)

労働者が町内企業から新たに設備投資を行った町内企業に転職した場合、奨励金の対象となるのか？

(A12)

工場等の新設・増設を行うことが要件であることから、町内間の異動であっても、奨励金の対象となります。